相談コーナーをご利用ください

西区役所の相談コーナー (1階⑦番窓口横)では、専門の 相談員が無料で各種相談に応じています。 ぜひお気軽にご利用ください。

詳細 西区総務企画課広聴係 🖫 641-2400 内線 224~227



	10 = 4 /2	10 =# O	+0 =// 0	n+ 00	
	相談名	相談員	相談日	時 間	相談内容
	去 律 ^(※1) 予約・面談のみ)	弁 護 士	第2・4木曜	午後(1人20分)	困りごと、争いごとの法律的見解、解決方法について
Ē	司法書士 ^(※2) (面談のみ)	司法書士	第1・3金曜	午後1時~4時	不動産売買、相続、登記、遺言、賃貸借などについて
ŕ	 政	行 政 相談委員	月 曜	午後1時~4時	国やその関係機関などの仕事に関すること (北海道管区行政評価局による相談窓口)
I'MY	家庭生活	家 庭 生 活 カウンセラー	火·水曜	午前10時~正午、 午後1時~4時	家庭生活、生き方、近隣関係、育児、夫婦関係、心情、 悩みごとなどについて
3	交通事故 ^(※3)	交通事故相 談 員	第1·3木曜	午前9時30分~午後0時 15分、午後1時~4時	交通事故の示談、保険金請求などに関すること
(III)	多重債務 ^(※4) (3月で終了)	多重債務相 談 員	第2・4金曜	午前10時~正午、 午後1時~4時	債務整理などに関すること (北海道財務局からの出張相談窓口)

- 法律相談は予約制。相談日当日の午前9時から電話(Tal641-2400)で受け付け。先着8人/日。
- 司法書士相談は、相談日当日の午前8時45分から西区役所広聴係(1階⑦番窓口)で受け付け。番号札を受け付け順にお渡 **※** 2 しします(相談は午後1時から番号札の順)。電話での受け付けはしていません。
- ※3 4月5日(木)の交通事故相談は都合により休止します。お急ぎの場合は市役所本庁舎1階北側市民の声を聞く課の相談窓口 をご利用ください(中央区北1西2 Tel211-2042。時間:午前9時30分~午後0時15分、午後1時~4時。電話相談も可)。
- 多重債務相談は3月23日(金)の相談をもって終了となります。4月以降は北海道財務局の多重債務者相談窓口(北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎11階 IL807-5144またはTL807-5145。予約制)などをご利用ください。



3月から4月初めは、転出入の手続きなどで区 役所・保健センター・区民センターの共用駐車 場がいつもより混雑し、お待ちいただくことが あります。

お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利 用ください。

詳細 西区総務企画課 🗉 641-2400 内線 213



地下鉄琴似駅(琴似1-5)構内に設置している「西区 ギャラリー」を、絵画などの各種作品を展示する場とし て提供しています。どうぞご利用ください。

展示対象 西区在住の方か区内で活動する団体の作品。 展示スペース 高さ約1.2メートル、長さ約15メートル。 使用料・展示期間 無料。2週間以内。

※営業行為もしくはこれに類することを目的とした展示 には利用できません。

申込先・詳細 西区総務企画課広聴係 🗈 641-2400 内線 224~227

広告